

報告第 7 号

平成27年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により、平成27年度盛岡市一般会計

平成 27 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2	総務費 1 総務管理費	LAN網構築整備事業	92,500,000	92,500,000
		グループウェア構築整備事業	310,450,000	310,450,000
3	民生費 1 社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	892,883,000	891,861,000
		地域福祉人材育成等事業	3,201,000	3,201,000
		ワーク・ライフ・バランス推進事業	9,501,000	9,501,000
		地域福祉の推進とコミュニティ経済の循環促進事業	698,000	698,000
		老人福祉施設整備助成事業	128,000,000	128,000,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	39,123,000	39,123,000
		老人福祉センター施設整備事業	62,444,000	62,444,000
	2 児童福祉費	私立児童福祉施設運営費助成事業	46,400,000	41,000,000
		子育て応援プラザ設置事業	29,000,000	29,000,000
		保育所管理運営事業	1,100,000	1,100,000
6	農林費 1 農業費	経営体育成支援事業（担い手確保・経営強化支援事業）	43,132,000	33,472,000
7	商工費 1 商工費	歴史的街並み保存活用事業	2,600,000	2,600,000
8	土木費 2 道橋りょう路費	市道舗装二次改築事業	7,639,000	7,639,000
		側溝整備事業	449,000	449,000
		岩手公園開運橋線道路整備事業	690,000	690,000
		旧競馬場跡地関連道路整備事業	63,076,000	63,046,000
		都南中央第二地区生活環境整備事業	7,778,457	7,778,457
		都南中央第三地区生活環境整備事業	10,521,013	9,534,295
		道明地区生活環境整備事業	44,570,920	42,835,360
		岩手飯岡駅南公園線道路整備事業	114,000,000	113,863,000
		津志田白沢線道路整備事業	1,000,000	1,000,000

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		89,300,000		3,200,000
	26,050,000	245,700,000		38,700,000
	891,861,000			
	3,201,000			
	9,501,000			
	698,000			
	128,000,000			
	39,123,000			
		49,900,000		12,544,000
	30,750,000			10,250,000
	29,000,000			
	825,000			275,000
	33,472,000			
	1,300,000			1,300,000
	4,201,000	1,600,000		1,838,000
	246,000	100,000		103,000
	379,000	200,000		111,000
		56,700,000		6,346,000
	4,279,000	3,100,000		399,457
	5,244,000	3,900,000		390,295
	23,110,000	17,700,000		2,025,360
	47,774,000	59,500,000		6,589,000
	550,000	400,000		50,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
		谷地頭線道路整備事業	1,430,000	1,430,000
		東中野門線道路整備事業	20,450,000	19,300,000
		下田生出線道路整備事業	4,140,000	4,140,000
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	58,577,000	58,577,000
		三本柳線道路整備事業	32,460,000	32,460,000
		洪民東線道路整備事業	2,000,000	2,000,000
		虫壁線道路整備事業	2,817,000	2,817,000
		割船線道路整備事業	4,661,000	4,661,000
		橋りよう維持補修事業	103,365,720	103,365,720
		盛岡駅前通線道路整備事業	12,842,000	12,842,000
		高櫓線道路整備事業	50,252,000	50,251,000
		好摩永井線道路整備事業	10,860,000	10,859,000
		岩山2号線道路整備事業	713,000	713,000
		本町通二丁目上田四丁目線道路整備事業	28,674,000	28,674,000
		洪民好摩線道路整備事業	684,000	683,000
		繫26号線道路整備事業	8,289,000	8,287,000
		みたけ4号線道路整備事業	116,987,000	116,986,000
		本町通一丁目名乗沢2号線道路整備事業	40,384,000	40,384,000
		柘沢橋線道路整備事業	38,846,000	38,845,000
		南大橋明治橋線道路整備事業	44,154,000	44,154,000
		南大通二丁目南大橋線道路整備事業	4,471,000	4,471,000
		南大通一丁目5号線道路整備事業	10,860,000	10,860,000
		岩手飯岡駅東西線自由通路整備事業	28,000,000	28,000,000
		芋田線道路整備事業	4,159,000	4,159,000
3	河川費	急傾斜地崩壊対策事業	2,000,000	2,000,000
		都市基盤河川改良事業	221,067,000	221,067,000
		普通河川改良事業	49,049,000	49,049,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	786,000	600,000		44,000
	1,888,000	15,700,000		1,712,000
	2,277,000	1,800,000		63,000
	32,217,000	26,300,000		60,000
	17,853,000	13,100,000		1,507,000
	1,100,000	800,000		100,000
		2,800,000		17,000
		4,600,000		61,000
	56,851,000	41,800,000		4,714,720
	7,064,000	5,200,000		578,000
	27,639,000	20,300,000		2,312,000
	5,973,000	4,600,000		286,000
	392,000	300,000		21,000
	15,771,000	11,600,000		1,303,000
	376,000	300,000		7,000
	4,558,000	3,300,000		429,000
	64,342,000	47,500,000		5,144,000
	22,211,000	16,300,000		1,873,000
	21,365,000	16,600,000		880,000
	24,285,000	17,900,000		1,969,000
	2,459,000	1,800,000		212,000
	5,973,000	4,400,000		487,000
	15,400,000	11,300,000		1,300,000
	2,287,000	1,600,000		272,000
		1,500,000		500,000
	147,084,668	66,500,000		7,482,332
		36,800,000		12,249,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
	4 都市計画費	道明地区土地区画整理事業	59,019,195	47,967,870
		都南中央第三地区土地区画整理事業	146,407,990	135,397,422
		太田地区土地区画整理事業	146,811,000	144,705,656
		梨木町上米内線街路事業	168,492,000	168,492,000
		盛岡駅南大通線街路事業	60,049,000	60,049,000
		明治橋大沢川原線街路事業	84,767,000	84,767,000
		盛岡駅青山線街路事業	9,345,000	9,345,000
		上厨川厨川五丁目線街路事業	950,000	950,000
		街路樹等維持管理事業	16,768,560	16,768,560
		都市公園整備事業	6,569,760	6,569,760
		盛岡駅西口バス乗場整備事業	13,440,000	13,439,920
	5 住宅費	耐震対策緊急促進事業	7,899,000	7,899,000
10 教育費	2 小学校費	土淵小・中学校一貫教育導入施設整備事業	4,809,000	4,809,000
		耐震補強事業	181,442,000	168,242,000
	3 中学校費	耐震補強事業	78,950,000	78,950,000
		仙北中学校施設整備事業	135,736,000	135,736,000
		城西中学校屋内運動場改築事業	328,509,000	328,509,000
	5 幼稚園費	幼稚園就園奨励補助事業	972,000	972,000
11 災害復旧費	2 農林業施設費	林業施設災害復旧事業	41,824,000	41,824,000
		計	4,305,708,615	4,248,213,020

平成28年6月9日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	11,138,000	33,100,000		3,729,870
4,879,552	68,909,000	55,500,000		6,108,870
30,309,000	52,267,000	55,900,000		6,229,656
	5,741,000	146,400,000		16,351,000
	31,657,000	25,500,000		2,892,000
	43,871,000	36,800,000		4,096,000
		8,400,000		945,000
		800,000		150,000
	8,385,000	7,600,000		783,560
	3,285,000	2,900,000		384,760
	6,720,000	6,100,000		619,920
	5,923,000			1,976,000
		4,300,000		509,000
25,463,000	62,981,000	69,400,000		10,398,000
4,762,000	32,683,000	39,300,000		2,205,000
	18,452,000	116,000,000		1,284,000
	58,865,000	263,800,000		5,844,000
	486,000			486,000
	40,380,000	800,000		644,000
65,413,552	2,211,458,668	1,776,000,000		195,340,800

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 8 号

平成27年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 150条第 3 項において準用する第 146条第 2 項の規定

平成 27 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支出負担行為額	左 の 内 訳	
				支 出 済 額	支 出 未 済 額
			円	円	円
3	民生費	1 社会福祉費	障がい者福祉施設整備 助成事業	112,500,000	112,500,000
8	土木費	2 道橋りよう費	路 岩山2号線道路整備事 業	2,739,554	2,739,554
		計	115,239,554	115,239,554	

平成28年 6 月 9 日提出

により、平成27年度盛岡市一般会計事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

事 故 繰 越 し 繰 越 計 算 書

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源	
円	円	円	円	円	
	112,500,000		75,000,000	37,500,000	実地測量等に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	2,739,554		2,606,000	133,554	用地交渉や補償交渉に不測の日数を要し、当初計画よりも進捗が遅れたことによる。
	115,239,554		77,606,000	37,633,554	

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 9 号

平成27年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成27年度盛岡市

平成27年度盛岡市水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,371,292,000	2,185,849,225	65,912,000

平成28年6月9日提出

水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
0	0	15,666,000	50,246,000	119,530,775	0	入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 10 号

平成27年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成27年度盛岡市

平成27年度盛岡市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	1,696,742,000	1,023,791,042	657,821,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	657,821,000	556,115,062	35,300,000

平成28年6月9日提出

下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
280,400,000	90,318,000	227,653,000	59,450,000	15,129,958	0	入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
15,800,000	0	17,650,000	1,850,000	66,405,938	0	関係機関との工法調整による。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員給与支給条例及び盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

（盛岡市職員給与支給条例の一部改正）

第 1 条 盛岡市職員給与支給条例（昭和24年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

（盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正）

第 2 条 盛岡市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和34年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第24条第 6 項」を「第24条第 5 項」に、「基き」を「基づき」に改める。

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

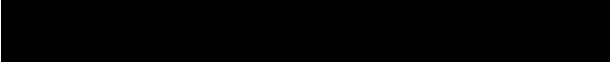
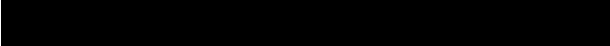
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 3 月 30 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金68,200円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 2 月 20 日盛岡市本町通一丁目地内において、市道本町通一丁目 5 号線を自動車で行中、剥離していた舗装片が跳ね上がり車両を損傷したことによる。

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によりつぎのとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例等の一部を改正する条例

(盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第1条 盛岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第12条第6項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第2条 盛岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第6項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第13条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部改正)

第3条 盛岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第12項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 盛岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第85条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 盛岡市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改め、同条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第11条第3項及び第7項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 盛岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第2条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改め、同条第2項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第11条第3項及び第6項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

（盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第7条 盛岡市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第12条第3項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第 14 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定によりつぎのとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

平成28年6月9日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第7号の規定により，次のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

（盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 盛岡市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第64号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第83条第6項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「，指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

（盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 盛岡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第45条第5項の表中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

報告第 15 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

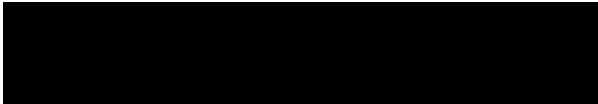
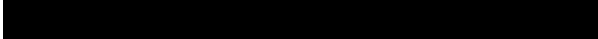
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 4 月 15 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 4,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 3 月 5 日盛岡市上太田蔵戸地内において、市道下太田上太田 3 号線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 16 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 4 月 15 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 XXXXXXXXXX
氏名 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金23,000円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 3 月 6 日盛岡市上太田下中屋敷地内において、市道下太田上太田 2 号線を自動車で行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし車両を損傷したことによる。

報告第 17 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

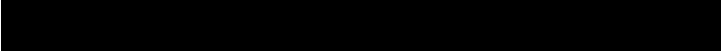
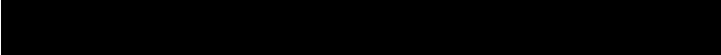
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 5 月 11 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金 154,440円也
- 3 損害賠償の原因

平成 28 年 2 月 18 日盛岡市名須川町地内において、市有車が相手方店舗駐車場内の置き型看板に接触し破損させたことによる。

報告第 18 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

平成28年 6 月 9 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

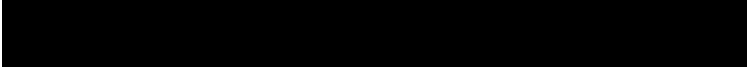
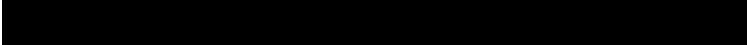
損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年 5 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 
氏名 
- 2 損害賠償の額 金66,463円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 4 月 17 日盛岡市盛岡駅前通地内において、市道盛岡駅上堂一丁目線を自動車で走行中、強風で飛ばされてきた市有看板と接触し、車両を損傷したことによる。